

# 令和6年介護保険制度改正

## サービス種別ごとの改正内容



地域密着型サービス向け

# 小規模多機能型居宅介護

- 認知症加算について、新たに認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分を設けた
- **認知症加算(Ⅰ) 920単位/月(新設)(Ⅱ) 890単位/月(新設)認知症加算(Ⅲ) 760単位/月(変更) 認知症加算(Ⅳ) 460単位/月(変更)**
- 加算(Ⅰ) 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又はは端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 ○ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対し、専門的な認知症ケアを実施した場合 ○ 当該事業所の従業者に対し、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行う ○ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 ○ 介護職員、看護職員などの認知症ケアに関する研修計画作成し、研修を実施又は実施
- 加算(Ⅱ) 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又はは端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 ○ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ○ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行う
- 認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、**総合マネジメント体制強化加算**について、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する新たな区分を設ける

# 看護小規模多機能

- **認知症加算(Ⅰ) 920単位/月(新設)**
- **(Ⅱ) 890単位/月(新設)認知症加算**
- **(Ⅲ) 760単位/月(変更) 認知症加算**
- **(Ⅳ) 460単位/月(変更)**
- 加算(Ⅰ) 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合には1以上、20人以上の場合には1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数配置○認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対し、専門的な認知症ケアを実施した場合○当該事業所の従業者に対し、認知症ケアに関する伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に関催○認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施○介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画作成し、研修を実施又は実施
- 加算(Ⅱ) 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合には1以上、20人以上の場合には1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置○認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合○当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に関催
- 介護保険の訪問看護等におけるターミナルケアの内容が医療保険のターミナルケアと同様である→**ターミナルケア加算** 2,000単位/死亡月 →2,500単位/死亡月
- 医療と介護の連携強化：**専門管理加算 250単位/月(新設)**：緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、計画的な管理を実施
- 認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、**総合マネジメント体制強化加算**について、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する新たな区分を設ける

# 定期巡回随時対応型訪問看護介護

- ・夜間にのみサービスを必要とする利用者（新設）

【定額】 ・基本夜間訪問サービス費：989単位／月

【出来高】 ・定期巡回サービス費：372単位／回 ・随時訪問サービス費  
(Ⅰ) 567単位／回 ・随時訪問サービス費

(Ⅱ) 764単位／回（2人の訪問介護員等により訪問する場合）

**口腔連携強化加算 50単位/回（新設）**：事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合、利用者の同意を得て、**歯科医療機関及び介護支援専門員**に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回加算

介護保険の訪問看護等におけるターミナルケアの内容が医療保険のターミナルケアと同様である→**ターミナルケア加算 2,000単位 →2,500単位/死亡月**

認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、**総合マネジメント体制強化加算**について、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する新たな区分を設ける

# 認知症対応型共同生活介護

- 認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進
- **認知症チームケア推進加算（Ⅰ）150単位/月（新設）** 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）120単位/月（新設）
- **Ⅰ**：①**認知症の者の占める割合が2分の1以上**。②専門的な研修を修了している者又専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを**研修を修了した者を1名以上配置**し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる③個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、評価に基づく値を測定、認知症の行動・心理症状の予防等のチームケアを実施④認知症ケアの、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度の定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施。
- **Ⅱ**：①③④に対応：認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。